

# 理 由 書

【大清水学術・研究開発拠点地区計画の決定】

## 1. 都市の将来像における位置づけ

当地区は本市南東部の丘陵地に位置し、昭和39年の南愛知准看護学校の開校にはじまり、現在は、名古屋市と豊明市にまたがる形で、藤田医科大学及び藤田医科大学病院が立地しています。

本市のまちづくりの基本方針である「名古屋市都市計画マスタープラン2030」の将来都市構造においては「自然共生ゾーン」に位置づけ、「現在の豊かな自然環境の維持保全を基本としながら、都市基盤の整備状況に応じた土地利用を展開」することとしています。

## 2. 計画の必要性

当地区に立地する藤田医科大学及び藤田医科大学病院は、愛知県下で2院のみの高度救命救急センター・基幹災害拠点病院として指定され、基幹的な医療提供機能を果たしています。

昨今の医療の高度化・専門化や、大規模災害の発生懸念といった背景から、先進医療をリードする研究開発を一層推進する機能強化を図るとともに、迫りくる大規模災害においても安定的に高度医療を提供する体制を整えることが必要です。

さらに、大学・病院施設の拡張が続いてきた中で既存の樹林地が失われてきており、グリーンインフラの実装が重要視されている社会情勢を踏まえ、みどりの持つ多様な機能に着目し、みどりを計画的に回復・創出することが必要です。

これらの状況を踏まえ、学校法人藤田学園より、大学・病院施設としての機能強化と自然共生の実現の両立を図るための都市計画が提案されました。

本市としては、提案された計画は、上記の都市の将来像における位置付けに合致し、当地区及びその周辺に必要とされる都市基盤の整備と土地利用を一体的に計画するものであるとともに、周辺と調和した良好な環境の形成に寄与する計画であると判断し、地区計画の決定が必要であると考えます。

## 3. 計画の妥当性

当計画は、市街化調整区域であることを踏まえた豊かで良好な自然環境を形成しつつ、先端的な学術・研究開発拠点の形成を図るものです。

地区施設の整備については、地区内で育まれてきたまとまったみどりを保全す

るとともに、周辺のみどりとつながる外周部緑化、沿道緑化等に資する緑地を定めます。また、みどりに囲まれながら多様な活動や交流が生み出され、かつ、災害時の活動場所としても活用できるオープンスペースとして、広場を定めます。

建築物等に関する制限については、用途の制限、敷地面積の最低限度、建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は色彩その他の意匠の制限、緑化率の最低限度、垣又はさくの構造の制限を定めることで、質の高いみどり豊かな環境を形成し、周辺環境と調和を図ります。

以上のことから、当地区計画を定めることが妥当であると考えます。